

3-2 国内優先権主張出願

特許出願した後に技術開発が進んで、すでに出願した発明についての改良発明ができあがる場合があります。また、実験を進めた結果、新しい実施例ができあがったり、新たな知見が見出されたりする場合があります。このような場合、すでに行った特許出願に改良部分や新たな知見などを付け加えることができます。

● 改良発明を先の出願内容につけ加えることができる

発明が完成したので特許出願し、その後、技術開発が進んで改良発明が完成する場合があります。たとえば「成分 α を含む塗料」という発明について特許出願した後、実験を進めてみたら、成分 α を10～15%含む場合に非常に性能がよくなることを見出されたような場合です。

このような場合、先の特許出願から1年以内であれば、その先の特許出願の内容に、後からわかった知見（成分 α を10～15%含むと好ましいこと）をつけ加えることができます。

後からわかった知見をつけ加えて行う特許出願を**国内優先権主張出願**といいます（☞35）。

後からわかった知見をつけ加えた方がつけ加えない場合と比較して特許がとれる可能性が高まります。ですから新たな知見が見出されたら、国内優先権主張出願を行うべきです。

上記のような改良発明が見出された場合の他、新たな実施例ができた場合も、国内優先権主張出願によってつけ加えて実施例を充実させることができます。また先の特許出願の内容（明細書等）に誤記などがあった場合、これを修正するために国内優先権主張出願を行うこともできます。

なお、国内優先権主張出願を行うと、先の特許出願はなくなってしまいます（正確には、自動的に取り下げられてしまいます）。つまり、先の特許出願はなくなって、後から行った国内優先権主張出願に一本化されるわけです。

国内優先権主張出願は、先の特許出願から「1年以内」に行うことができる点がポイントです。

国内優先権主張出願（3-4）

